

羽生市指名競争入札（郵便入札）執行要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、羽生市（以下「市」という。）が発注する物品の買入れ、物件の借入れ、建築施設等の維持管理業務その他業務の契約に係る指名競争入札において、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を執行するに当たり、羽生市契約規則（昭和39年規則第7号。）及び羽生市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成23年規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象案件）

第2条 郵便入札の対象とする案件（以下「対象案件」という。）は、市長が定める。

（参加者の指名）

第3条 市長は、対象案件の参加について指名する者（以下「指名業者」という。）を羽生市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則第2条第3号の資格者名簿に記載されている者の中から選定する。

2 対象案件における指名業者の数は、原則として5者以上とする。ただし、市長が指名業者の数が5者未満であっても適正に入札が執行できると認めるときは、この限りでない。

（指名委員会への諮問）

第4条 市長は、第2条に規定する対象案件及び第3条第1項に規定する指名業者について、当該案件の契約見込額が250万円を超える場合は、羽生市工事請負業者等指名委員会規程（昭和47年訓令第1号）に定める羽生市工事請負業者等指名委員会に諮るものとする。

（指名の通知）

第5条 市長は、当該郵便入札に指名された旨、対象案件の件名、開札日時、開札場所のほか、次に掲げる郵便入札に関する事項を指名業者に通知しなければならない。

(1) 入札書（様式第1号）その他指定された書類（以下「入札書等」という。）の郵送方法

(2) 入札書等の到着期限日

(3) 入札書等の送付先

(4) その他市長が必要と認める事項

（設計図書等）

第6条 市長は、当該郵便入札に係る図面、仕様書及び特記仕様書等（以下「設計図書等」という。）を電子メール又は郵送により指名業者に貸与し、又は配布するものとする。

2 市長は、指名業者からの設計図書等に係る質問及びその回答を全ての指名業者に周知するものとする。

（入札に係る費用の負担）

第7条 郵便入札への参加等に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札の参加者の負担とする。

（参加の辞退）

第8条 指名業者は、当該郵便入札の参加を辞退するときは、当該郵便入札に指名された日から入札執行日までの間に入札辞退届（様式第2号）を持参し、又は郵送することにより市長に提出しなければならない。ただし、郵送による提出は、開札の前日までに到着するものに限るものとする。

（入札書等の受理）

第9条 市長は、受領した入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとし、開札したか否かにかかわらず、返却しないものとする。

（入札書等の管理）

第10条 市長は、入札書等が到達したときは、入札書等を施錠できる場所で

保管するものとする。

- 2 市長は、開札前において、いかなる理由があっても、入札書等を封かんした封筒を開封してはならない。

(開札)

第11条 市長は、第5条の規定により通知した開札日時及び開札場所において、入札書等が封かんされた封筒が未開封であることを確認した後に開札を行うものとする。

- 2 市長は、入札書等を提出した者の数が1者であるときは、開札を執行しないものとする。

- 3 市長は、郵便入札の執行に当たり、別表に掲げる対象案件の設計金額の区分に応じ、当該区分において指定する者に執行させることができる。ただし、市長が当該区分において指定する者以外の者であっても適正に入札が執行できると認めるときは、この限りでない。

- 4 指名業者のうち希望する者があるときは、開札に立会うことができる。

(開札の取りやめ等)

第12条 市長は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する疑いがあるほか、開札を公正に執行することができないと認めるときは、その執行を延期し、落札者の決定を保留し、又は取りやめることができる。

- 2 市長は、天災その他やむを得ない事由により開札の執行が困難であると認めるとき又は郵便事故等により入札書等が到着期限日までに到達しなかったときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

(入札の無効)

第13条 市長は、当該郵便入札に参加した指名業者の入札が羽生市契約規則第13条各号のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、これを無効とする。

- (1) 指定された郵送方法以外の方法で提出されたもの
- (2) 指定された到着期限日を過ぎて到達したもの
- (3) 同一入札に対し2通以上の入札書等を提出したもの
- (4) 封筒に記載された件名と入札書等の件名が異なるもの
- (5) 封筒に封かん及び封印のされていないもの
- (6) 入札書等以外のものを同封したもの

(再度入札)

第14条 初度入札において落札者がいないときは、初度開札日の翌日から起算しておおむね7日（土曜日、日曜日及び羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第7号）に規定する祝日法による休日並びに年末年始の休日を除く。）以内に再度入札を行うものとする。

- 2 前項に規定する再度入札の取扱いに関しては、次に掲げる事項によるものとする。

- (1) 再度入札に参加することができる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札時に無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。
- (2) 再度入札に参加することができる者には、再入札通知書（様式第3号）をもって通知する。
- (3) 第1号の規定により、再度入札に参加することができる者がいないときは、再度入札を行わない。
- (4) 再度入札は、1回限りとする。
- (5) 再度入札の開札については、第8条から第11条第4項までの規定を準用する。この場合において、第11条第1項の「第5条」とあるのは、「第14条第2項第2号」と読み替えるものとする。

(落札者の決定)

第15条 市長は、入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税を除いた価格）の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 前項の場合において、同額の入札をした者（以下「入札者」という。）が2者以上あるときは、当該入札者が開札に立ち会っているときは当該入札者に、当該入札者が開札に立ち会っていないときは当該入札事務に関係のない市の職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

3 市長は、前2項の規定により落札者を決定したときは、速やかに、落札者決定通知書（様式第4号）により当該落札者に通知するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則（平成30年12月3日告示甲第37号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年4月3日告示甲第36号）

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月3日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の第1条から第6条までの規定は、この告示の施行の日以後の入札について適用し、同日前の入札については、なお従前の例による。

別表（第11条関係）

入札執行者の指定区分

対象案件	設計金額	開札執行者
全ての対象 案件共通	15,000万円以上	副市長
	15,000万円未満5,000万円以上	企画財務部長
物品の買入れ	5,000万円未満80万円以上	契約検査課長
	80万円未満	対象案件の事務を所掌する課（室・館・所）長
物件の借入れ	5,000万円未満40万円以上	契約検査課長
	40万円未満	対象案件の事務を所掌する課（室・館・所）長
財産の売払い又は物件の貸付け	5,000万円未満40万円以上	契約検査課長
	40万円未満	対象案件の事務を所掌する課（室・館・所）長
その他	5,000万円未満40万円以上	契約検査課長

	40万円未満	対象案件の事務を所掌する課 (室・館・所)長
--	--------	---------------------------